7. (2)期日指定定期預金規定 ※<u>下線</u>が追加部分

改定前		改定後	
4. (利息)		4. (利息)	
(1)~(4) (略)		(1)~(4) (略)	
(5) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合および預金等共通		(5) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合および預金等共通	
規定第6条第5項によりこの預金を満期日前に解約する場合には、その		規定第6条第5項によりこの預金を満期日前に解約する場合には、その	
利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から、解約日の前日ま		利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から、解約日の前日ま	
での日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨		での日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨	
てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払い		てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払い	
ます。		ます。	
①6か月未満	解約日における普通預金の利率	①6か月未満	解約日における普通預金の利率
②6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	②6か月以上1年未満	2年以上利率×40% <u>または解約日</u>
③1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%		における普通預金利率のうち高い
④1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%		<u>ほうの利率</u>
⑤2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	③1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
⑥2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	④1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
		⑤2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
		⑥2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
(6) (略)		(6) (略)	